

政令第 号

建設業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項第二号、第二十四条の八第一項、第二十六条第三項、第二十六条の三第二項、第二十七条第一項及び第七項並びに第四十四条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

建設業法施行令（昭和三十二年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「四千万円」を「四千五百万円」に改め、同条ただし書中「六千万円」を「七千万円」に改める。

第七条の四中「四千万円」を「四千五百万円」に改め、同条ただし書中「六千万円」を「七千万円」に改める。

第二十七条第一項中「三千五百万円」を「四千万円」に、「七千万円」を「八千万円」に改める。

第三十条第二項中「三千五百万円」を「四千万円」に改める。

第三十四条の見出しを「（技術検定の検定種目等）」に改め、同条第一項中「技術検定」の下に「（以下

「技術検定」という。）を加え、「について、」を「（以下「検定種目」という。）に区分し、当該検定種目ごとに」に改め、同条第二項中「技術検定は」の下に「、検定種目ごとに」を加え、同条第三項中「建設機械施工管理」を「前各項の規定にかかわらず、建設機械施工管理」に、「当該種目を国土交通大臣が」を「当該検定種目を国土交通省令で」に、「に細分して」を「（以下「検定種別」という。）に区分し、当該検定種別ごとに」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 一級の技術検定は、検定種目ごとに、法第二十七条第一項に規定する者が監理技術者として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定するために行う。

4 二級の技術検定は、検定種目ごとに、法第二十七条第一項に規定する者が主任技術者として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定するために行う。

第三十五条の見出し中「基準」の下に「並びに受検資格」を加え、同条中「基準は」を「基準並びに受検資格は、前条の規定による技術検定の区分に応じ」に改める。

第三十六条から第三十八条までを削る。

第三十九条の表一級の第二次検定に合格した者の項を次のように改める。

<p>学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、高等専門学校、高等学校若しくは中等教育学校において施工技術の基礎となる工学に関する知識を修得することができるものとして国土交通大臣が定める学科を修めて卒業した者又は国土交通大臣がこれらの者と同等以上の知識を有するものと認定した者</p>	<p>第一次検定の一部で一級及び二級の区分並びに検定種目及び検定種別の区分に応じ国土交通大臣が定めるもの</p>
---	--

第三十九条の表二級の第二次検定に合格した者の項中「種目」を「検定種目」に改め、「一部で」の下に「検定種目の区分に応じ」を加え、同表他の法令の規定による免許で国土交通大臣が定めるものを受けた者又は国土交通大臣が定める検定若しくは試験に合格した者の項中「国土交通大臣が定める第一次検定」を

「第一次検定」に、「一部」を「一部で一級及び二級の区分並びに検定種目及び検定種別の区分に応じ国土交通大臣が定めるもの」に改め、同条を第三十六条とする。

第四十条中「種目」を「検定種目」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、第三十四条第五項の規定による二級の技術検定に合格した者にあつては、前項に規定する称号にその合格した技術検定に係る検定種別の名称を付するものとする。

第四十条を第三十七条とし、第四十一条を第三十八条とする。

第四十二条第一項ただし書中「第三十九条」を「第三十六条」に改め、同条を第三十九条とし、第四十三条を第四十条とし、第四十四条から第五十四条までを三条ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定、第七条の四の改正規定、第二十七条第一項の改正規定及び第三十条第二項の改正規定並びに次項の規定は、令和五年一月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。